カラー複合機複写サービスに関する仕様書

１　件　　名　　複合機複写サービス（長期継続契約）
２　数　　量　　１台
３　契約期間　　令和９年１月１日から令和１３年１２月３１日までの５年間
※　山口市長期継続契約とする契約を定める条例による長期継続契約とする。
４　納入期限　　令和８年１２月２８日午後５時までに設置を完了すること。
但し令和８年１２月中の費用は発生しないものとする。
５　設置場所　　秋穂総合支所内（山口市秋穂東６５７０番地）水産港湾課
６　物件仕様　　別紙のとおり
７　入札価格
⑴　入札価格は、カラー複合機１台について、下記表の想定使用枚数を６０か月使用した場合の合計金額とし、消費税相当額を含まないものとする。
⑵　積算内訳書には、各モード（モノクロ、カラー）１枚あたりの使用料単価（小数第１位まで）を明記すること。１か月あたりの想定使用枚数は下記表のとおり。
８　契約決定方法　入札の最低価格を契約予定者とする。
９　契約方法
⑴　契約金額は、最低補償枚数を定めた使用料単価とする。ただし、最低補償枚数を担保するために、月末にカウント数を調整するものとする。
⑵　使用料単価は、小数第１位まで（小数第２位以下の端数は切り捨て）とする。
１０　支払方法
⑴　１か月分ごとの後払いとする。機種のモードのカウント数に、それぞれの使用料単価を乗じて算出した金額の合計金額に消費税相当額を加算して支払う。
⑵　最低補償枚数を定め、カウント数が満たない場合は、最低補償枚数により支払う。１か月あたりの最低補償枚数は下記表のとおり。
⑶　最低補償枚数(カウント数)が担保される限り、使用料単価は変わらないものとする。
１１　その他
⑴　１か月間あたりの想定使用枚数、最低補償枚数は下記のとおりとする。

区　　分	想定使用枚数（月）	最低補償枚数（月）
モノクロ（コピー及びプリント）	１５０枚／月	１０５枚／月
フルカラー（コピー及びプリント）	９２０枚／月	６３０枚／月

※　１か月間の想定使用枚数は、過去の年間使用実績等から月割して設定したもので、実際の使用枚数には変動があるもの。
⑵　料金には以下の費用を含む。
ア　機械本体維持費（保守点検料、賃貸借料を含む。）
イ　感光体、カートリッジ類、トナー、消耗部品及びその取替え費用
ウ　故障時、技術者派遣、修繕費、代替機の設置等の全費用
エ　当初の搬入設置調整費、指導費及び納入機の撤去処分費用並びに撤去時におけるハードディスクのデータ消去及びデータ消去証明書に係る費用

⑶　複合機及びネットワークプリンタ等として使用するための消耗品（用紙を除く）、部品の供給・回収並びに保守点検その他必要なサービスを行うこと。

⑷　複合機に必要なトナー等の消耗品は、不足することのないよう、速やかに供給を行うこと。

⑸　故障等不具合が生じた際には、技術者を機器設置場所に派遣し、その日のうちに修理対応すること。ただし、夜間及び土日祝日はこの限りではない。

⑹　保守点検及び修理対応の実施にあたっては、作業開始前及び終了時に市職員に報告を行うこと。

⑺　保守点検のために必要な電力は、市より提供する。なお、これ以外の消耗品・雑材料等は、請負者において準備すること。また、保守点検の実施に必要なコピーは、賃貸借料金より控除すること。

⑻　機器は賃貸借開始日の前営業日までに当該設置場所に設置することとし、現設置業者と調整を行うこと。また、クライアントＰＣ（８台分）へのプリンタードライバーのインストール作業、プリンターへのＬＡＮ接続設定を行なうこと。

⑼　本契約の満了または契約解除により機器を搬出する場合、それらに要する費用は請負者が負担すること。また、納入機の撤去時には、ハードディスクの全ての残存データやユーザーデータを確実に消去もしくは物理破壊し、作業報告書（任意様式）を提出すること。

⑽　山口市グリーン購入調達方針等に基づき、環境ラベル（グリーン購入、国際エネルギースタープログラム、エコマーク）に適合した商品の調達に努めること。また、使用済みトナーカートリッジが適切に回収・リサイクルされること。

⑾　長期継続契約に係る特記事項は次のとおり。

　地方自治法第２３４条の３に規定する長期継続契約であるため、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約における予算が減額又は削除された場合は契約を変更し、又は解除することがある。

⑿　複写機納入時には、納入場所の所属職員を対象に使用にあたっての説明を行うこと。

⒀　本仕様書は主要な性能及び機能等を示したものであり、本仕様に明記されていない事項であっても機器の利用に際し当然備えるべき事項については完備すること。また、明記されていない事項で疑義が生じた場合も、その都度協議の上、誠意をもって解決に努めること。なお、指定した性能や機能等が標準装備ではない場合には、オプションによる対応も可能とする。

以上